

平成21年度事業計画書

社団法人瀬戸内海環境保全協会

今年度事業推進上の基本方針

社団法人瀬戸内海環境保全協会では、瀬戸内海の環境保全に資するため、次の方針のもと積極的に事業を展開することとしている。

- (1) 瀬戸内海の環境保全、環境創造・再生に関する広報普及活動の中心的な役割をする。
- (2) 瀬戸内海に関する各種情報センターの役割をする。
- (3) 瀬戸内海の環境に関する技術・知識の集積並びに調査研究機関の役割をする。
- (4) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への支援をする。

平成21年度においては、これらの方針を踏まえながら、協会が果たすべき役割を明確にし、環境省の指導のもと、瀬戸内海環境保全知事・市長会議をはじめ瀬戸内海の各主体と有機的連携を図り、①連携と参加によるパートナーシップの形成、②情報発信機能の充実をキーワードとして事業の積極的推進に努めていくこととする。

I 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 通常総会

- ・ 時期：平成21年5月19日
- ・ 内容：平成20年度事業報告及び収支決算、平成21年度会費、平成21年度事業計画及び収支予算等の審議、役員の変更

(2) 理事会

- ・ 時期：年2回（平成21年5月19日、平成22年3月）
- ・ 内容：通常総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

① 企画委員会

年2回

平成21年度における協会の創造的事業の推進のための進行方策の検討及び平成22年度事業の検討・企画を行う。

② 調査委員会

年1回

協会の調査事業の推進にあたって企画調整を行う。

③ 編集委員会

年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、内容の検討を行う。

④賛助会員事業部会

年1回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議

年1回

会員に対し、協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

2. 専門委員の委嘱

企画委員、調査委員、編集委員を委嘱する。

II 事業

1. 普及活動及び活動支援事業

(1) 平成21年度(第37回)瀬戸内海環境保全月間事業の展開(期間:21年6月1日～6月30日)

平成20年度に公募し、選定された最優秀作品を平成21年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配付し、瀬戸内海環境保全月間に掲出する。

(2) 瀬戸内海環境保全普及活動推進事業の実施

平成21年度の瀬戸内海環境保全普及活動推進事業を次により実施する。

①事業の推進方針

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、環境保全への理解と活動への参加の推進を図るための事業を展開する。

②事業の内容

ア 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラムの実施

瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム(協会会員団体職員を対象にした研修会)を次の内容で行う。

- ・場 所:未 定
- ・時 期:8月から10月の間の3日間
- ・対 象:協会会員団体所属の瀬戸内海環境保全担当者
- ・定 員:25名程度
- ・内 容:講義及び現地研修・討議

イ 地区別普及活動推進事業の実施

瀬戸内海沿岸域自治体及び協会が主体となって地区別に学校等と協力し、環境教育・環境学習の観点から、子ども達(小・中学生)が実地に自然を観察しながら海辺や水辺の自然について理解を深めることができるよう、次の体験的学習を実施する。

- ・海辺、水辺教室等の実施
- ・子どもたちを対象とした体験的学習等の実施

- ・自然観察会等の実施
- ・ボランティア等の人材育成事業の実施

(3) 瀬戸内海の環境保全に関する各団体合同研修会の開催

瀬戸内海の環境保全に関する環境衛生団体等との合同研修会を開催する。

(4) 瀬戸内海の環境保全に関する賛助会員等研修会の開催

賛助会員事業部会等において、正会員他各団体との連携を視野においた研修会を企画し開催する。

(5) 瀬戸内海スナメリ発見情報プロジェクト実践事業の展開

沿岸域住民の瀬戸内海に対する理解や関心を深め、自主的な取り組みを推進するための契機となるよう平成11年度から実施しているスナメリ発見情報プロジェクトを引き続き展開するとともに、公募したスナメリのマスコットイラスト及び愛称「ほのぼのん」を広く活用し、瀬戸内海の環境保全活動を行う。

(6) 瀬戸内海再生に向けた法整備のための取組みの推進

瀬戸内海の生物多様性の確保、水産資源の回復、美しい自然とふれあう機会の提供等の豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための施策の推進が総合的、計画的に図られるよう、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と連携して、取組みを進める。

(7) 各種環境保全事業への参加・協力

①環境イベントへの参加・協力

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配付等を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

②会員等主催事業の支援

会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業へのパネルの貸し出しなどの支援を行う。

③環境NGO/NPOとの連携・支援

瀬戸内海の環境保全等に努める環境NGO/NPOとの連携・支援を行う。

(8) K J B瀬戸内基金の管理・運営

瀬戸内海の環境保全等に努める環境NGO/NPOを支援するため、フィリップ モリス ジャパン株式会社が提唱する「keep japan beautiful～日本をエコひいきしよう～」の一環として、瀬戸内海地域における環境美化・保全活動に取り組む市民団体 (NGO/NPO) 等に対して、その活動や事業を助成・支援する目的を持って設立した「K J B (keep japan beautiful) 瀬戸内基金」の管理・運営業務を行う。

応募団体：61団体

採択団体：28団体

主な採択活動：海域及び河川の美化活動

2. 指導・助成

各種環境保全活動事業に対する助成

漁業団体（10団体）、環境衛生団体（8団体）、中核市（1団体）が実施する各種環境保全活動事業に対しその活動費用の一部を助成する。

3. 情報収集・発信事業

(1) 瀬戸内海研究・環境等情報ネットワークシステム（「せとうちネット」）掲載情報の収集

瀬戸内海に関する水質等環境情報や社会経済、文化・歴史等情報、各種調査研究成果等多様な情報の提供を目的として平成10年度に構築した「せとうちネット」について、環境省の委託により掲載するための情報を収集する。

(2) 総合誌「瀬戸内海」の発行及び配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を次のとおり発行・配布すると共に、PDFデータ化し、協会ホームページに掲載する。

- ・発行回数：年2回
- ・無償配布：会員団体、賛助会員
- ・有償配布：年間購読者等

(3) 資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成21年度版ー」の発行

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、収録した資料集「瀬戸内海の環境保全ー平成21年度版ー」をPDFデータ化し、CD-ROMとして発行する。

(4) 協会ホームページの充実

当協会の活動紹介及び環境情報等の発信に努める。

4. 調査・研究事業

(1) 里海の創生の支援に向けた検討調査（環境省）

閉鎖性海域においては、著しい汚濁は改善されたものの、水産資源を含む生態系の劣化が進んでいるため、21世紀環境立国戦略（平成19年6月）では、多様な魚介類等が生息する自然の恵み豊かな「里海」の創生が、今後1，2年で重点的に着手すべき環境政策として明記されている。

そこで、環境省が実施する「里海創生支援事業（平成20～22年度）」に協力して、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指し、「里海」の創生に資する調査等を行う。

(2) 高度な栄養塩類管理に向けた検討調査（環境省）

瀬戸内海においては、昭和54年にCODの水質総量規制が開始され、平成13年にはその対象項目として窒素とりんが追加された。その結果、昭和40年代後半から50年代始めにかけて年間200件から300件程度発生していた赤潮については、それ以降減少したが、依然、年間100件程度発生しており、汚濁負荷量が削減され水質の改善が見られる海域でも、赤潮による漁業被害が引き続き発生する海域が存在する。一方で、栄養塩類の不足による海苔の色落ちの発生も指摘されている。

しかしながら、そのメカニズムが十分に分かっていないことから、瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップ（中央環境審議会瀬戸内海部会平成20年6月）において、その解明に向けた総合的な調査研究を進めるとともに、特に窒素、りんの環境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要があることとされた。

そこで、環境省が実施する「高度な栄養塩類管理の検討」に協力して、生物生産力増強に資する栄養塩の管理実現を目指した調査等を行う。

5. 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議の事務局を担うとともに、研究会議が行う事業の運営推進を支援し、協力する。

(1) 瀬戸内海研究会議事務局

瀬戸内海研究会議の事務局として、円滑な事務運営と会員との連絡調整を行うとともに、事業を適切、効率的に遂行する。

(2) 「瀬戸内海研究フォーラムin大阪」の開催等に対する支援・協力

瀬戸内海研究会議が開催する「瀬戸内海研究フォーラムin大阪」の開催（平成21年9月3～4日予定）等に対し、支援・協力を行う。

6. 国際的な活動への参加と協力

(財) 国際エメックスセンターが行う国際的な行事に対して参加・協力を行う。

7. その他関連事業

(1) 国に対する要望

協会が実施する事業及び調査研究の拡充強化並びに本協会の運営への配慮について国に要望する。

(2) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議との協調

瀬戸内海環境保全知事・市長会議と連携を密にし、協調して事業実施に当たる。

(3) 賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。